

令和6（2024）年度

教育委員会の点検・評価報告書

【令和6年度事業】

令和7年3月

片品村教育委員会

平成20年4月から「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「法」という。）の一部が施行され、各教育委員会は、毎年、教育行政事務の管理及び執行状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表することが規定されました。

片品村教育委員会では、法第26条の規定に基づき、毎年度末に当該年度事業の点検・評価を行い、議会に提出し公表しております。

本報告書は、令和6年度事業の点検・評価を行ったものです。ご一読いただき教育委員会の取組についてご意見等をお寄せください。今後とも、村民の皆様の生涯にわたって学び続ける教育環境の整備・充実を図るとともに、子どもたちの「生きる力」を育む教育の推進に努力してまいります。

令和7年3月

片品村教育委員会

教育長

萩原 明富

教育長職務代理者

大竹 光一

委員

星野 幸一

委員

永井 清香

委員

横坂エツ子

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

第26条

教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務、その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

1 はじめに

平成18年12月、教育基本法が制定以来約60年ぶりに全面改正され、さらに学校教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律等の教育三法が改正されるなど、教育委員会を取り巻く環境は大きく変化しています。

とりわけ、地方の教育行政推進に責任を持つ教育委員会のあり方が問われている中、本村では変化する社会に対応し、教育改革の動向を踏まえ、村民の参画と協働を積極的に推進し、村民の信頼を高め、開かれた教育行政の推進と教育関係者の資質向上に努めているところです。

この報告書は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条の規程に基づき、令和6年度事業の教育委員会活動を振り返るとともに、教育委員会が示す「令和6年度片品村教育行政方針」の具体的な推進施策について、教育委員会自らが事務の進捗状況等について点検・評価を実施、作成したものです。

2 教育委員会議の開催と審議状況

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第21条に定める職務について、同法第25条及び「教育長に対する事務委任規則」の規定に基づき、令和6年度は合計で15件について審議しました。

議案 番号	件 名	議決日
議案 第1号	令和6年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について	令和6年7月12日
議案 第2号	令和6年度使用教科用図書採択について	令和6年7月12日

議案 第 3 号	令和 6 年度末利根沼田地区教職員人事に関する基本方針について	令和 6 年 9 月 26 日
議案 第 4 号	利根・沼田地区年度末人事（山平交流）申合せ書について	令和 6 年 9 月 26 日
議案 第 5 号	令和 7 年度片品村教育行政方針の設定について	令和 7 年 3 月 14 日
議案 第 6 号	令和 6 年度教育委員会の点検・評価について	令和 7 年 3 月 14 日
議案 第 7 号	県費負担教職員人事の内申について	令和 7 年 3 月 14 日

3 教育委員会協議会の開催状況

教育委員会協議会を合計で 7 回開催し、片品村立学校のあり方や教育行政の運営等について協議を行いました。

第 1 回	令和 6 年 4 月 1 日
第 2 回	令和 6 年 5 月 24 日
第 3 回	令和 6 年 7 月 12 日
第 4 回	令和 6 年 9 月 26 日
第 5 回	令和 6 年 10 月 17 日
第 6 回	令和 7 年 2 月 18 日
第 7 回	令和 7 年 3 月 14 日

4 教育委員会に関わるその他の活動

次の事業について後援をしました。

年 月 日	事 業 名
令和 6 年 4 月 1 日～ 令和 7 年 3 月 31 日	令和 6 年度文化会館自主文化事業
令和 6 年 4 月中旬～ 令和 7 年 3 月下旬	利根沼田夢大学 2024 年度
令和 6 年 4 月～ 令和 7 年 3 月	おぜっ子食堂
令和 6 年 9 月 1 日～ 令和 7 年 1 月 31 日	ぐんままるごと健康チャレンジ 2024
令和 6 年 9 月 3 日	第 5 回丸沼高原日光白根アセント
令和 6 年 9 月 13 日	第 10 回 片品村福祉大会
令和 6 年 9 月 29 日	第 6 回丸沼高原日光白根アセント
令和 6 年 10 月 27 日	第 3 回尾瀬戸倉尾瀬国立公園マウンテンマ ラソン

1. 「安心・安全に学べる環境」をつくる

(1) 心穏やかに学べる環境をつくる

① 幼保・小・中の一貫性のある教育を実現する

- ・片品村教育支援委員会保育所・小学校支援部会では、「支援チーム」を中心とした「支援会議」を実施し、村内の保育所と片品小学校が子どもたちの情報を共有しながら必要な支援を探ることで、すべての子どもたちの保育所から小学校への移行をスムーズにし、特別なニーズのある子どもについても、適切な支援を早期から実施できるようにしています。
- ・小中学校の特別支援学級及び村内に在住する特別支援学校の児童生徒で交流会を通じて、片品村の特産品に郷土理解を深め、集団行動や公衆道徳を学ぶことができました。
- ・英語の学習について、ALT（外国語指導助手）を配置することにより、小学校と中学校の教職員及びにより学習内容や指導法などの共通理解ができました。

② 個に応じた教育的支援を実施する

- ・群馬県スクールカウンセラー活用事業を活用し、学校の教育相談機能の充実や、いじめ・不登校に関する相談対応の充実、さらに家庭環境の問題を抱える児童生徒への支援充実のため、協働体制をつくっています。さらに、深刻な事例や対応困難な問題行動等への支援に対応するためスーパーバイザーの活用もしています。

- ・小学校では、通級指導教室（通称：しゃくなげ教室）を設置し、障害の特性に応じた支援の必要な子どもについて、大部分の授業を在席している通常学級で受けながら、特別の教育課程としてその授業に加えて、一部の授業に替える形で、障害による学習面や生活面の困難を克服するための指導を受けることができます。通級指導教室では、子どもの自立を目指し、障害による困難を改善・克服するため、一人ひとりの状況に応じた指導を行っています。令和6年度より、中学校でも「通級による指導」における巡回指導のモデル構築事業により、通級指導が受けられるようになりました。

（２）人と環境にやさしい学校をつくる

①子どもたちの安全を確保する

- ・小学校新入学児童に、身に危険を感じたときなどの万一の際に、恐怖で声が出ない場合に大きな音で危険を周囲に知らせてくれるように「防犯ブザー」配布しています。
- ・小学校新入学児童に、身に危険を感じたときなどの万一の際に、恐怖で声が出ない場合に大きな音で危険を周囲に知らせてくれるように「防犯ブザー」配布しています。
- ・学校での避難訓練や交通安全教室など計画的な安全教育の取り組みにより、児童生徒の安全意識の向上を図ることができました。
- ・学校施設や通学路の安全点検と整備を実施し、児童生徒の安全確保に努めました。
- ・「片品村教育委員会 スクールバス 安全運行マニュアル」を策定し、

片品村教育委員会が運行を委託するスクールバスの正確かつ安全安心な運行を図ること及びトラブル発生時の対応を定めています。さらに、スクールバスの児童生徒の置き去り事案がないよう、「車内点検サポートシステム」を全車に設置し、運行後の車内点検を徹底しています。

2 「確かな学力」を身に付ける

(1) 基礎・基本を身に付ける

① 質の高い学習指導を推進する

- ・小中学校に「マイタウンティーチャー」2名を配置し、教科担任制による専門性をいかした授業を実施し、「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」の実現に向けた授業改善に取り組んでいます。

② 学校力の向上を推進する

- ・働き方改革による教職員の多忙化解消
- ・保護者連絡用アプリを更新することにより、児童生徒の出欠等朝の保護者からの電話対応の負担軽減をすることができました。さらに、保護者連絡をデジタル化することで、プリント配布にかかる時間的・金銭的コストを削減することができました。

(2) 学ぶ意欲を高める

① 読書環境を豊かにする

- ・児童の成長段階に配慮した蔵書を充実させ、来館児童、生徒へ呼びかけを行いました。また、子どもたちへ勧めたい図書の展示コーナーを設け充実を図りました。
- ・学校における読書活動では、朝読書の時間を確保、本棚の整備コーナー作り等を行い、図書室が身近になるよう環境作りに努めました。
- ・「片品村子ども読書活動推進計画」に基づき、地域ボランティア「読み聞かせの会」など家庭や地域・学校が相互に連携し協力できる支援体制を確立させました。また、読書週間期には、学年ごとに尾瀬じどう館図書室を利用し、現地にて 1 時間読書に取り組みました。

②地域と連携した学校づくりを推進する

- ・学校支援センターの機能を生かした地域学校協働活動に取り組み、関係者間で連携・協力を図りながら、教職員だけではできない体験活動や子どもたちと地域の方との触れ合い活動等を実施しました。
- ・片小では、実物投影機を活用して読み聞かせを行ったり、クラブ活動に地域の方を講師としてお招きして実施したりしました。また、かたしな子ども学校も地域の方の参画を得て実施しました。
- ・片中では、地域の事業所にお世話になって職業体験学習を行ったほか、書写の授業や総合的な学習の時間に地域の方にご協力いただいて、授業を行いました。
- ・令和 2 年度までの学校評議委員制度に代わって、令和 3 年度から「学校運営協議会」を設置し、今年度は協議会を年 4 回開催しました。
- ・文部科学省の「地域と学校の連携・協働体制構築事業」を活用し、

教職員が対応しなければならない業務と教職員以外でも対応が可能なものを明確にし、教職員の業務負担を軽減することを目標に地域学校協働活動を生かした教職員の働き方改革を進めてきた。協働活動支援員が下校指導を行うことで、放課後の教員の時間確保に一定の効果を上げている。今後は、学校側とも協議しながら、さらに教職員の業務負担軽減のためにできることを考えて行きたい。

3 「豊かな心」を育てる

(1) 豊かな人間性を養う

① 道徳教育を推進する

- ・ 道徳教育
- ・ PTA 活動
- ・ 例年開催している青少年健全育成中央会議は、村の様々な教育関係者（教育委員・子ども会長・PTA 連協会長・育成推進員・学校長ほか）が委員を務め、子どもたちの健全育成を担う大人を対象とした研修の実施や、地域や学校の問題を話し合う貴重な場となっている。本年度は、ネット社会を生きる子どもたちに焦点をあてた講演を実施し、参加者から大きな反響をいただいた。

② 人権教育を推進する

- ・ 片品村いじめ防止子ども会議で、小中学校での「いじめ防止活動」についての成果を発表し、今後の課題等について話し合い、地域・学校に応じたいじめ防止活動の具体化を図り、学校・家庭・地域の連携強化を図ることができた。

(2) 学校と家庭・地域が協力して取り組む

① 家庭教育を支援する

- ・ 小学校の就学時健診や中学校の入学説明会の機会を活用し、小学校入学を控えた子どもとのかかわり方について、また思春期の子どもの理解と対応について有識者に話をしてもらい「家庭教育の大切さ」について考える機会を提供することができました。

② 豊かな体験活動の充実を図る

- ・ 国際化時代に対応した片品村の次代を担う本村中学生を対象に、異国の人々の生活文化に触れるとともに文化的な交流を深め、国際性豊かな人間の育成と友好親善を図ることを目的として、台湾彰化県（しょうかけん ※片品村と「友好協力に関する協定」締結）及び台北の現地中学校と海外交流事業実施しました。

4 「健やかな体」をつくる

(1) 健康な体をつくる

① 健康・体力づくりを推進する

- ・ 身体能力を向上させ、安全に児童が運動に取り組めるよう定期点検し老朽化等により安全基準に適合しない遊具の更新をしました。
- ・ 小中学校では体育の授業に「クロスカントリースキー」を取り入れ冬期の体力づくりを推進させました。また、小学校では全学年でスキー教室を実施しました。

②地域の特長を活かした食育を推進する

- ・学校給食では、郷土を理解するために片品産の食材を利用し、「片品の日」を実施しています。食文化継承のために「片品の日」の取り組みにより、伝統食や行事食を給食に取り入れることにより、郷土を理解する機会を提供できました。

(2) スポーツを振興する

①スポーツへの関心を高め活動を推進する

- ・スポーツ活動等推進体制について
村内の主な社会体育推進団体として、片品村体育協会・片品村スポーツ推進委員会があります。現在の体制的には片品村体育協会が社会体育事業（スポーツイベント）を企画・立案し、片品村スポーツ推進委員会に運営協力していただき、スポーツ活動を推進しています。また片品村体育協会の中には8地区及び21のスポーツ競技団体があり、それぞれの団体独自で利根郡や群馬県の各種大会に参加したり、団体独自の大会を開催したり、競技練習等の活動を行っています。さらに各団体のスポーツ活動を支援するため、年度当初に各団体に対して活動助成金を支払っております。
- ・片品村スポーツ推進委員会はスポーツイベントの運営・協力を行うとともに、スポーツ活動に対する自己研鑽を高めるため、関東スポーツ推進委員研究大会や群馬県スポーツ推進委員研究大会、利根郡スポーツ推進委員連絡協議会等での研修会等に参加し、他市町村スポーツ推進委員との交流を図るとともに、広域的な協力・連携体制の構築に努めています。

- ・スポーツ事業の実績について

片品村地域交流ソフトボール大会を開催し、7チーム約100名の参加がありました。危険防止の観点からガチンコリーグ・エンジョイリーグの2つに分けて開催しました。地区で編成されたチームだけでなく、中学校の先生方のチーム、村外から移住されてきた方を中心としたチーム等、非常にバラエティ豊かなチームの中で両リーグの試合が開催され、楽しく激しい試合が繰り広げられました。

- ・第3回片品村ウォークラリー大会を開催し、老若男女問わず幅広い年齢層の方々が61チーム191名の参加がありました。ウォーキングやスポーツを通して、様々な交流が活発に行われていました。参加者の方々からのアンケートからは「楽しかった!」「また来年もやってほしい」「チームで協力するのが楽しかった」等嬉しい声が多く聞かれました。

- ・片品村地域交流スポーツ大会を開催し、21チーム・300名以上の参加がありました。競技内容的には玉入れや綱引き、しょうがいぶつりレー等、基本的にどなたでも参加可能な競技を行いました。このスポーツイベントは地区対抗のスポーツ行事の開催が難しくなっている中、スポーツを通じたチーム同士・住民同士の交流を促進することを目的に開催しました。初開催にも関わらず大盛況のうちに終了することができました。家族・親族・友人・職場等様々な年齢層によって構成されたチームに参加していただき、スポーツを通して、世代間交流も活発に行われ、楽しそうな笑顔がたくさんみられました。参加者の方々からは「楽しかった!」「毎年やってほしい」「チームで協力して競技するのが楽しかった」等大変ありがたいご意見が多く聞かれました。

- ・片品村ミニバレーボール大会を開催し、中学生～70代までの幅広い年齢層の方々が24チーム・約160名の選手の参加がありまし

た。にご参加いただきました。スポーツを通じた地域交流の振興・推進を目的に開催されました。当日は参加者からは「大会に向けてチームで練習していたので、良い運動になった」、「スポーツイベントがあると良い交流の機会になるので今後も継続して実施してほしい」等大変嬉しいご意見を聞くことができました。

- ・スポーツ振興の今後について

少子高齢化や人口減少に伴い、コロナ禍前まではソフトボール・野球・運動会等何とか地区対抗でスポーツ行事を開催しておりましたが、特にコロナ禍以降は地区でまとまる機会も少なくなり、地区でスポーツ行事に参加するのがさらに難しくなってきました。そこで令和5年度から試験的に地区という単位ではなく「地域」とし、村全体から参加者を募り、自由に参加が可能な方向性で進めてきました。「地域交流」の方向性で進めるのは令和6年度で2年目となりましたが、地区単位で開催していた際には参加ができなかった方々にたくさん参加していただけるようになってきました。しかし、反対に地区でのまとまりや交流は薄れてきている部分もあるため、今後は「地域交流・自由参加」を基本とし継続しながらも、地区でまとまって参加できるようなスポーツイベントも協議・検討していきたいと考えております。

②公共体育施設の有効利用を図る

- ・使用頻度及び実績について

全体的に各種体育館の使用頻度が非常に高いです。

特に7月～9月の宿泊施設（合宿）の繁忙期の体育館の使用頻度が非常に高く、ほとんど毎日予約が入っている状況でありました。

近年「ソフトテニス・硬式テニス」の活動が活発になり「片中テニスコート」も冬期間（12月～4月）以外はほぼ毎日使用されています。

逆に社会人野球・壮年ソフトボール等の活動が衰退気味であるため、片中校庭の使用頻度は年々減少しています。

ジャンプ台・スモールヒルジャンプ台も条例上は公共体育施設と規定されているが、スキー大会等でも使用されないため、実際に使用することは不可となっています。（整備に莫大な予算がかかるため）令和6年度は令和5年度と比較し、村民及び各宿泊施設（村外者）全体の利用が増加したため、使用料収入も増加傾向にあります。

- ・使用回数及び使用料収入

施設の利用実績は次のとおりで、利用回数は前年から概ね横ばいです。

令和6年度 1,322回（令和7年2月7日現在）

令和5年度 1,515回（令和6年3月末現在）

施設使用料収入については年々増加傾向です。

令和6年度実績（令和7年2月15日現在） 3,218千円

令和5年度実績（令和6年3月31日現在） 2,871千円

学校施設のゴミの持ち帰り忘れや、社会体育施設の電気の消し忘れなどの報告がありました。7月～9月の宿泊施設繁忙期はほぼ毎日使用しているため、使用料収入の実績は増加しました。

令和6年度の村内の利用実績は少し減少しましたが、宿泊施設（合宿等・村外）の利用が増えたため、施設使用料は増加しました。

利用マナーの推進、各種スポーツ・文化イベントの開催に力を入れていきたいです。

5 「ふるさと片品を愛する心」を育てる

①地域の伝統と文化の価値を再発見し継承する

- ・片品村文化財めぐり

- ・ 総合産業文化展
- ・ 村指定文化財の一つである「永井流養蚕伝習所実習棟」は、花の駅（花咲地区）にレプリカを展示中の「永井いと像」と共に、文化庁が認定する日本遺産「かかあ天下ーぐんまの絹物語ー」の構成文化財となっています。絹産業の歴史を伝える貴重な資料を後世に伝えると共に、地域振興を促進するため、今後も県や関係市町村と連携した取り組みを行っていきます。

②豊かな自然を活かした環境教育を推進する

- ・ 尾瀬を始めとする豊かな自然環境に恵まれている立地条件を活用して環境教育を実施しています。
- ・ 小学校（中学年）では、「日光白根」登山を通し自然観察やゴミ拾いを行うなど環境美化への意識を図りました。
中学校では、「武尊山」登山を実施しブナ林によって形成される豊かな生態系を観察し地域の自然について学ぶことができました。
さらに、県内小中学生を対象とした「尾瀬ネイチャーラーニング」を実施し「尾瀬の貴重さ・すばらしさ」について探求し、より深い学びの育成を図りました。
- ・ 小中学生と保護者を対象とした「子どもと大人の自然学校」を実施し親子で自然観察を体験できる事業を推進しました。

（6）「人のつながりを大切にした学びあい」を進める

①子どもたちの居場所づくりの充実を図る

- ・放課後の子どもたち（小学生）の居場所づくりとして、「かたしな子ども学校事業」を実施しました。協働活動推進員を配置し、学校や児童館と連携しながら火～金曜日の放課後に実施しました。
- ・放課後の子どもたちのよりよい活動のために、活動内容や活動場所等を児童館と相談しながら工夫して活動に取り組みました。
- ・今年度は8日間かたしな子ども学校「夏休み教室」を実施しました。絵画教室や水泳教室、ぶちづくりなど、6つの体験プログラムを実施しました。1年生から6年生まで延べ128名の児童に参加していただきました。
- ・今年度は、地域の方に講師としてご協力いただいている「あつまれ！えいごチャレンジ」の他、「ものづくり教室」が実施できました。
- ・毎月1回、関係者による運営会議を開催し、活動についての話し合いや情報交換を行いながら事業が充実するよう努めました。

②文化・芸術活動を推進する

- ・芸術文化を振興するため、文化展や芸能発表会等を開催し地域の芸術文化活動の育成・支援に取り組みました。また、文化の向上及び文化活動の発展に貢献した人に対して表彰を行いました。
- ・村民文化の振興
 芸術文化活動の推進
 村の補助金を活用した芸術文化団体への支援
 文化協会加入団体の育成・支援
 文化展や芸能発表会等の開催
 かたしな音楽祭の支援

③生涯学習を推進する

- ・子どもと大人の自然学校

村内の小中学生とその家族で登山をし、子どもと大人で豊かな自然体験活動を通じて親と子、また参加者相互のふれあいを図ることを目的として毎年実施しています。幅広い年代が参加できる生涯学習の推進を図ります。

- ・片品村文化財めぐり

公民館講座として、村内にある文化財を四街道に分けて作成したパンフレットを基に文化財めぐりを実施しています。近隣市町村民との交流を図り、片品村の文化財を再認識してもらうために有効な活用に努めます。

- ・かたしな映画会

映画の日として制定された12月1日の前後で、上映日を設定し、文化センターにおいて開催しています。子どもから高齢者まで楽しんでもらえる作品を選び上映を行っています。幅広い年代に楽しんでもらえる作品選びは難しい部分もありますが、今後も住民のニーズにあった映画を上映するように努めていきます。

【資料】

事務の管理及び執行状況の点検・評価の実施方針

平成21年2月10日

片品村教育委員会

(趣旨)

第1 この実施方針は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第26条の規定に基づき、片品村教育委員会（以下「教育委員会」とい。）が実施する教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（以下「点検・評価」という。）について定める。

(点検・評価の対象)

第2 点検・評価の対象は、本年度に管理及び執行した事務のうち、別紙に掲げる事項とする。ただし、片品村教育振興基本計画が策定された後は、片品村教育振興基本計画に掲げられた事務を点検・評価の対象とする。

(実施時期)

第3 点検・評価は、毎年度実施する。

(資料の整理)

第4 点検・評価に資するため、事務局（法第18条に定める事務局をいう。以下同じ）は必要な資料を整理する。

(点検・評価の実施方法)

第5 点検・評価は、教育委員会議（片品村教育委員会会議規則第2条で定める会議をいう。以下同じ）で行う。

2 教育委員会は、法第26条第2項に定める学識経験者の知見を活用するため、教育に関し学識経験を有する者に教育委員会会議に出席を求め、又は、書面により意見の聴取を行うものとする。

(公表等)

第6 教育委員会は、点検・評価の結果に関する報告書を作成し、これを片品村議会に提出するとともに公表する。

(庶務)

第7 点検・評価に関する庶務は、教育委員会事務局総務係において行う。

【別紙】

- 1 「安心・安全に学べる環境」をつくる
 - (1) 心穏やかに学べる環境をつくる
 - ①保・小・中の一貫性のある教育を実現する
 - ②個に応じた教育的支援を推進する
 - (2) 人と環境にやさしい学校をつくる
 - ①子どもたちの安全を確保する
- 2 「確かな学力」を身に付ける
 - (1) 基礎・基本を身に付ける
 - ①質の高い学習指導を推進する
 - ②学校力の向上を推進する
 - (2) 学ぶ意欲を高める
 - ①読書環境を豊かにする
 - ②地域と連携した学校づくりを推進する
- 3 「豊かな心」を育てる
 - (1) 豊かな人間性を養う
 - ①道徳教育を推進する
 - ②人権教育を推進する
 - (2) 学校と家庭・地域が協力して取り組む
 - ①家庭教育を支援する
 - ②豊かな体験活動の充実を図る
- 4 「健やかな体」をつくる
 - (1) 健康な体をつくる
 - ①健康・体力づくりを推進する
 - ②地域の特長を活かした食育を推進する
 - (2) スポーツを振興する
 - ①スポーツへの関心を高め活動を推進する
 - ②公共体育施設の有効利用を図る
- 5 「ふるさと片品を愛する心」を育てる
 - ①地域の伝統と文化の価値を再発見し継承する
 - ②豊かな自然を活かした環境教育を推進する
- 6 「人のつながりを大切にしたい学びあい」を進める
 - ①子どもたちの居場所づくりの充実を図る
 - ②文化・芸術活動を推進する

令和6年度 片品村教育行政方針

－ 楽しく学び 明るく鍛えあい 豊かな心を育む 片品教育 －

I 基本理念

片品村は、「生きる力」を育むため、目指す教育の姿として今までの基本理念である「楽しく学び・明るく鍛えあい・豊かな心を育む 片品教育」を掲げました。

- ・物事を理解する手段を獲得するために、「知ることを学ぶ」こと
- ・自己が置かれた環境の中で創造的に行動するために、「為すことを学ぶ」こと
- ・社会の営みに参画し協力するために、「(他者と)共に生きることを学ぶ」こと
- ・この三つの学びから導き出される、「人間として生きることを学ぶ」こと

II 基本施策

基本理念の実現を目指して「かたしなの教育」では、次の基本施策を定めました。

- 1) 「安心・安全に学べる環境」をつくること
- 2) 「確かな学力」を身に付けること
- 3) 「豊かな心」を育てること
- 4) 「健やかな体」をつくること
- 5) 「ふるさと片品を愛する心」を育てること
- 6) 「人のつながりを大切にした学びあい」を進めること

III 取組の柱

- 1) 「安心・安全に学べる環境」をつくる
 - (1) 心穏やかに学べる環境をつくる
 - ①保・小・中の一貫性のある教育を実現する
 - ②個に応じた教育的支援を実施する
 - (2) 人と環境にやさしい学校をつくる

①子どもたちの安全を確保する

2) 「確かな学力」を身に付ける

(1) 基礎・基本を身に付ける

- ①質の高い学習指導を推進する
- ②学校力の向上を推進する

(2) 学ぶ意欲を高める

- ①読書環境を豊かにする
- ②地域と連携した学校づくりを推進する

3) 「豊かな心」を育てる

(1) 豊かな人間性を養う

- ①道徳教育を推進する
- ②人権教育を推進する

(2) 学校と家庭・地域が協力して取り組む

- ①家庭教育を支援する
- ②豊かな体験活動の充実を図る

4) 「健やかな体」をつくる

(1) 健康な体をつくる

- ①健康・体力づくりを推進する
- ②地域の特長を活かした食育を推進する

(2) スポーツを振興する

- ①スポーツへの関心を高め活動を推進する
- ②公共体育施設の有効利用を図る

5) 「ふるさと片品を愛する心」を育てる

- ①地域の伝統と文化の価値を再発見し継承する
- ②豊かな自然を活かした環境教育を推進する

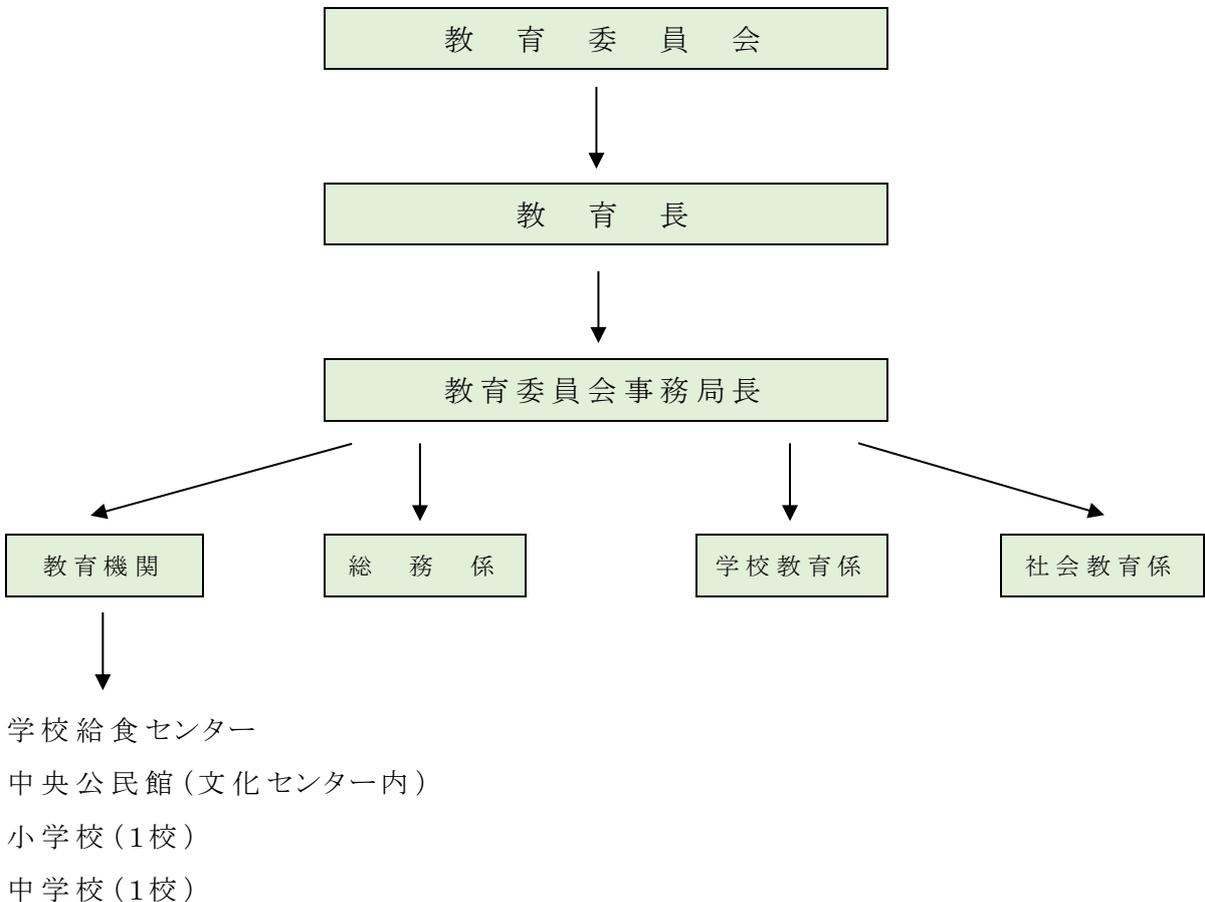
6) 「人のつながりを大切にしたい学びあい」を進める

- ①子どもたちの居場所づくりの充実を図る
- ②文化・芸術活動を推進する
- ③生涯学習を推進する

1 教育委員会委員

職名	氏名	任期
教育長	萩原 明富	令和5年4月1日～ 令和8年3月31日
教育長職務代理者	大竹 光一	令和3年4月1日～ 令和7年3月31日
委員	星野 幸一	令和4年4月1日～ 令和8年3月31日
委員	永井 清香	令和5年4月1日～ 令和9年3月31日
委員	横坂 エツ子	令和6年4月1日～ 令和10年3月31日

2 教育委員会の組織



3 公立学施設

(1) 小学校

(令和7年3月1日現在)

学 校 名	開 設 年 月	児 童 数
片品小学校	明治25年4月	102人

(2) 中学校

(令和7年3月1日現在)

学 校 名	開 設 年 月	生 徒 数
片品中学校	昭和22年4月	81人

令和6（2024）年度

教育委員会の点検・評価報告書

【令和6年度事業】

発行 令和7年3月

編集 片品村教育委員

〒378-0415

群馬県利根郡片品村大字鎌田3982番地

TEL 0278-58-2144

FAX 0278-58-4611

URL <http://www.vill.katashina.gunma.jp>